

# ニュースレター

2021年5月号のニュースレターをお届けします。  
風と陽ざしが気持ち良い季節となりました。  
とはいえ一部地域にまた緊急事態宣言が発出され、なにかと落ち着かない日々です。  
少しでも元気が出るようにお家時間を工夫しつつ、穏やかに過ごしたいですね。  
コロナ関連の支援策は日々更新されています。  
気になることがあれば下記までご連絡ください。



株式会社ルミ エールコンサルティング

大阪府中央区久太郎町4丁目2-12本町TDビル5階  
TEL: 06-4256-1275/FAX: 06-4256-1276



# 今国会で審議が進められる 男性育休取得促進等

厚生労働省が行った令和元年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業（以下、「育休」という）の取得者の割合は7.48%となり、平成30年度の6.16%と比較すると上昇はしているものの、その上昇幅はわずかに留まりました。少子高齢化を止めるためにも男性の育休取得促進は最重要の政策となっており、今国会では以下の法改正（主だったもの）が審議されています。



## 1. 男性育休取得促進策

### ① 出生時育休の創設

子どもの出生後8週間以内に、4週間まで取得することができる柔軟な育休の枠組みが創設される予定です（出生時育休）。出生時育休では、より休業を取得しやすいように、休業の申出期限を原則休業の2週間前までとし、2回に分割して取得することができるよう検討されています。

また、労使協定を締結している場合に、従業員と事業主の個別合意により、事前に調整した上で出生時育休中に就業できるようにすることも改正法案に含まれています。

### ② 雇用環境整備と個別の周知・意向確認義務

妊娠・出産をした従業員や、配偶者が妊娠・出産をした従業員が申し出たときに、個別に育休等の制度の周知および育休の取得意向の確認のための措置を講ずることが、事業主に義務づけられる予定です。

### ③ 育休の分割取得

現行の育休は、一定の事由がない限り1子につき1回のみ取得です。これを分割して2回まで取得することができるようになる予定です。

### ④ 育休取得状況の公表義務付け

常時雇用労働者数が1,000人超の企業に対し、育休取得状況の公表が義務付けられる予定です。

### ⑤ 有期雇用労働者の取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業および介護休業について「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」という取得要件が廃止される予定です。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することができるように検討されています。

## 2. 社会保険関係の改正

1. の変更に伴い、雇用保険の育児休業給付に関しても必要な変更が行われ、また、出産日のタイミングによって育児休業給付の受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例が設けられる予定です。

さらに、短期の育休の取得に対応するため、月内に2週間以上の育休を取得した場合には、その月の社会保険料が免除されるようになり、賞与に係る社会保険料については1ヶ月を超える育休を取得している場合に限り、免除の対象とすることも検討されています。

4月13日現在、国会で審議が行われている状況ですが、成立後には就業規則（育児・介護休業規程等）の大幅な変更が必要になる内容であるため、事前に概要を確認しておきましょう。なお、改正法が成立すると2022年4月以降、複数回に分けて施行される予定です。

※2021年4月13日現在の情報に基づき作成しています。



# 次世代法の一般事業主 行動計画策定と指針改正

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにすることを目的として次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という）が制定され、2005年4月1日に施行されました。当初は10年間の時限立法でしたが、法改正により2025年3月31日まで10年間延長されています。さらに、2021年2月には次世代法に基づく行動計画策定指針（以下、「指針」という）が改正され、2021年4月1日に適用となることから、ここでは次世代法の内容と改正された指針について確認します。



## 1. 行動計画の策定

次世代法では、常時雇用労働者数101人以上の企業に対し一般事業主行動計画（以下、「行動計画」という）を策定し、一般への公表および従業員への周知を求めており、さらに行動計画を策定した旨を、都道府県労働局に届け出ることを義務としています（100人以下の企業は努力義務）。

行動計画の内容は各企業で検討し、決定することになりますが、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、「計画期間」、「目標」、「目標を達成するための対策の内容と実施時期」を盛り込むことになっています。

## 2. 行動計画策定指針の改正

行動計画の策定においては、指針の「一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を参考にするとよいでしょう。

今回の改正により、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」として、以下の内容が盛り込まれました。

- ① 不妊治療のために利用することができる休暇制度（多目的休暇を含む）、半日単位・時間単位の年次有給休暇制度、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等の導入や、その他の措置を講ずる。
- ② ①の場合、以下の取組みを併せて行うことが望ましい。
  - ・両立の推進に関する取組体制の整備
  - ・従業員に対するニーズ調査と、その結果を踏まえた措置を講ずること
  - ・企業の方針や休暇制度等の具体的措置について従業員への周知、社内の理解促進、相談対応の実施
- ③ 休暇制度等の運用にあたって、不妊治療に係る個人情報の取扱いに十分留意することが必要。

厚生労働省では、働きながら不妊治療を受けられるように、不妊治療と仕事の両立を支援しています。不妊治療をしている多くの従業員が会社にその旨を伝えられていない現状もあるようです。まずはニーズの調査といった取組みから始めてもよいかもしれません。



## 出向者の社会保険の取扱い

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

今後、当社の従業員の能力開発を進めるために、取引先の企業に在籍出向をさせたいと考えています。詳細はこれから検討することになりますが、社会保険の取扱いについて教えてください。



総務部長

わかりました。まず雇用保険については、出向者は出向元企業と出向先企業の双方と雇用関係がありますが、両方で適用されるわけではありません。生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている企業の方で適用します。



社労士

いまのところ、本人には当社から賃金を支給し、出向先企業から当社へ賃金の負担金を支払ってもらう予定です。この場合には、雇用保険は当社のまま加入し続けることとなりますね。



そうですね。次に労災保険ですが、実際に出向者が労務提供を行う先で適用となるため、出向先企業で適用します。出向先で被保険者となる手続きは不要ですが、労災保険料は出向先の被保険者として算入することになるため、出向元で出向者の賃金を支払っている場合には、出向先企業に支払った賃金額を連絡し、出向先で出向者の賃金を含めて労災保険料を算出します。



労災事故は実際に働いている現場で起きるため、労務提供を行う出向先で加入するのですね。



その通りです。最後に、健康保険・厚生年金保険は、出向元企業と出向先企業のうち、使用関係があり報酬を支払う企業（一方または双方）で適用を受けます。今回は、自社で賃金を支払う予定ですので、現行のままの適用になります。なお、出向元企業と出向先企業の両方で適用となる場合には、二以上事業所勤務届を提出することになりますので、ご注意ください。



ややこしい手続きになるのですね。



賃金の支払い方等で取扱いが異なってくるため、出向規程で社会保険の取扱いを定め、具体的な出向の内容を出向先企業との出向契約書など書面で取り交わすべきでしょう。



なるほど。以前に、出向規程を作成していたと思いますので、中身を確認してみます。また不明点が出てきたら、相談します。



### 【ワンポイントアドバイス】

1. 雇用保険、健康保険・厚生年金保険は、出向元企業・出向先企業の賃金の支払い状況によって適用が異なる。労災保険については、賃金の支払い状況に関わらず、出向者が労務提供を行う企業で適用となる。
2. 出向における社会保険の取扱いを出向規程に定め、実際に出向を行う場合には、出向元企業と出向先企業との出向契約書の中で社会保険の取扱いを明確にする。



# 新型コロナによる 休業時の労働者支援の動き

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）については、様々な支援策が設けられているものの、企業が助成金の活用を行わないことにより、本来、労働者が享受できる支援が行き渡らない状況も発生しています。そこで、給付金等を企業を経由せず、直接労働者に給付する仕組みの構築が進んでいます。以下では、大企業のシフト労働者等に対する休業の支援と、小学校等が臨時休業になった際の支援について確認します。



## 1.大企業にも拡大される 休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金」という）は、当初、新型コロナの影響により事業主が労働者を休業させたものの、休業手当が支払われない中小企業の労働者を対象に、労働者の直接申請により給付が行われるものでした。この対象が大企業で雇用されるシフト労働者等にも拡大されており、労働契約上、労働日が明確でない人としてシフト制、日々雇用、登録型派遣の人についても支給されることになりました。

## 2.直接申請による 小学校休業等対応助成金

小学校休業等対応助成金は、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主が、休暇中に支払った賃金相当額を受給できる制度です。今回、この基本的な考え方は崩

さずに、2020年2月27日から3月31日までの休みについては小学校休業等対応助成金を労働者が直接申請し、2020年4月1日から2021年3月31日までの休みについては、休業支援金の仕組みにより労働者が直接申請することにより給付する運用が開始されました。

支給対象は、以下を満たす必要があります。

- ① 助成金について労働局に労働者から相談があり、労働局から事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかった。
- ② 小学校等の臨時休業等のために仕事を休み、その休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない部分がある。
- ③ 小学校休業等対応助成金（個人申請分）および休業支援金の申請にあたって、事業主記載欄の記載や証明書類の提供について、事業主の協力が得られる。
- ④ 2020年4月1日から2021年3月31日までの期間の休業支援金の申請にあたり、その労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意する。

都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」が設けられ、労働者からの相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行うことになっています。労働者が相談した場合には、労働局から問い合わせが入るため、制度の概要を押さえておきましょう。



# 新型コロナに関連する政府の支援策が 内閣官房のホームページでまとめられています

新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）の拡大は、再度の緊急事態宣言が出される見込みになるなどの状況になっています。

新型コロナ対策として政府は様々な支援策を講じてきており、現状も継続して実施しているものがあります。その支援策をまとめた一覧「新型コロナウイルス感染症で生活や事業に影響を受ける方々への支援をまとめました。」が内閣官房から公開されていますが、現状は2021年4月20日版となっています。

この資料のほかにも、まん延防止等重点措置を踏まえた支援策や、暮らしと命を守る支援策、緊急事態宣言を踏まえた支援策が各1枚にまとめられていますので、特に新型コロナで経営環境等が厳しい企業は内容を確認するとよいでしょう。

- [生活や事業に影響を受ける方々への支援](#)
- [まん延防止等重点措置を踏まえた支援策](#)
- [暮らしと命を守る支援策](#)
- [緊急事態宣言を踏まえた支援策](#)

**新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内** 2021年4月20日時点

※クリックするとHPに飛びます (一部掲載のものに限ります)

生活を守る	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金 給付支援資金 ※給付期間延長あり	貸付額最大20万円(2人以上対象等) ※貸付期間延長あり ※貸付期間延長あり ※貸付期間延長あり	市区町村の 社会福祉協議会まで 予約受付 0120-343-1599 (※受付時間: 月、日、祝日を除く)	時期要請に応じ、 飲食店の 営業時間を短縮	地方衛生臨時交付金の 協力要請推進要件 ※地方衛生臨時交付金は、 地方自治体から国へ申請し、 国から地方自治体へ交付される 交付金である。地方衛生臨時交付金の 交付要件は、地方衛生臨時交付金の 交付要件である。	お近くの都道府県の 窓口まで	
	休業による収入減で住居を失うおそれ	任意確保助成金	原則3か月、最長9か月 家賃補助金を支援 支給が終了した方へも一部適用あり	お住いの市区町村の 自立相談支援センターまで 予約受付 0120-23-5572 (※受付時間: 月、日、祝日を除く)	飲食店経営の影響で 飲食店の取引が減少 不要不急の外出自粛 により売上減少	一時支援金の支給 ※一時支援金は、 国から地方自治体へ申請し、 地方自治体から事業者へ支給される 交付金である。	一時支援金事務局 相談窓口 申請者専用TEL: 03-203-2890 IP電話等から: 03-6623-0179	
	生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、 その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり 一律5万円を支給	(ひとり親世帯) ※ひとり親世帯は、 児童一人当たり 一律5万円を支給 (ひとり親世帯) ※ひとり親世帯は、 児童一人当たり 一律5万円を支給	緊急事態宣言で 飲食店の取引が減少 不要不急の外出自粛 により売上減少	まん延防止等重点措置 の影響で飲食店との 取引減少により 売上が減少	まん延防止等重点措置 の影響で飲食店との 取引減少により 売上が減少	準備中
	安定した仕事を 得たいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練 促進給付金	訓練期間中に 月額10万円、最長3年 最長5か月のデジタル分野 等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県 市区町村まで	緊急事態宣言で 公演・展示などが 中止	J-LODive2補助金 (4/7以降適用)	J-LODive2補助金事務局 映画産業振興機構(VIPO)まで 03-203-6023 (受付時間: 土曜日のみ) 03-6623-1300	
事業を守る	自立に向けて取り 組むひとり親世帯の方々に	償還免除付 ひとり親家庭 住宅支援資金貸付	月上限5万円×12か月の 住宅賃借金の無利子貸付 1年返済継続なら一括償還あり	お住いの都道府県まで (指定都市にお住いの 方は指定まで)	売上減で 資金繰りが 厳しい	実質無利子・ 無担保融資 ※実質無利子・ 無担保融資は、 国から地方自治体へ申請し、 地方自治体から事業者へ支給される 交付金である。	日本公庫: 0120-364-8465(平日) 国土中継: 0120-545-711 (平日・土曜)	
	コロナで学びの 継続が困難	高等教育の 修学支援新制度	学生生活に必要な生活費 等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口または 日本学生支援機構奨学金 相談センター 0570-699-3811 (※受付時間: 月、日、祝日を除く)	新分野展開や 業態転換で事業 を立て直したい	事業再構築補助金 ※事業再構築補助金は、 国から地方自治体へ申請し、 地方自治体から事業者へ支給される 交付金である。	事業再構築補助金事務局 ナビダイヤル: 0678-012-688 IP電話: 05-4215-4080 (受付時間: 土曜日のみ) 05-4215-4080	
	雇用を 維持したい	雇用調整助成金	一定の条件を満たす場合、 休業手当等の最大10/10を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県 労働局または ハローワークまで 予約受付 0120-343-1599 (※受付時間: 月、日、祝日を除く)	感染防止対策を しつつ、販路を 開拓したい	持続化補助金 ※持続化補助金は、 国から地方自治体へ申請し、 地方自治体から事業者へ支給される 交付金である。	中小企業基盤整備機構 創業課コールセンター 03-5360-4000 (受付時間: 月、日、祝日を除く)	
	在籍出向で雇用を 維持したい/ 在籍出向の人材を 活用したい	産業雇用 安定助成金	出向の費用を助成し、先方、 最大で中42.5%、大企業は25%助成 日額最大10,000円(1名1名) さらに、出向期間延長 1人当たり最大17万円助成	お近くの都道府県 労働局または ハローワークまで 予約受付 0120-343-1599 (※受付時間: 月、日、祝日を除く)	ITへの導入によ り、業務における 接触機会を低減し たい	IT導入補助金 ※IT導入補助金は、 国から地方自治体へ申請し、 地方自治体から事業者へ支給される 交付金である。	IT導入補助金事務局 0570-01615 (受付時間: 月、日、祝日を除く)	
雇用を守る	休業期間中、 資金が 支払われない	新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金	中小企業で働く従業員 1人1人が1か月分に対して 日額最大11,000円を支給 ※休業期間延長あり	新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金センター 0120-221-276 (平日9:30-20:00 休日9:30-17:15)	地域の公共交通の 経営が厳しい	公共交通活性化 補助金 ※公共交通活性化補助金は、 国から地方自治体へ申請し、 地方自治体から事業者へ支給される 交付金である。	国土交通省 地域交通課 03-5253-8306 IP電話: 03-6623-0179 または お近くの地方運輸局まで	
	コロナで雇職を 余儀なくされた方々 を雇いたい	トワイラー 雇用助成金	3か月の試用期間中 一人当たり月額5万円助成 (短時間労働は月額2.5万円)	お近くの都道府県 労働局または ハローワークまで	観光拠点を再生して 地域の魅力と 収益力を高めたい	既存観光拠点の 再生・高付加価値化 推進事業 ※既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業は、 国から地方自治体へ申請し、 地方自治体から事業者へ支給される 交付金である。	既存観光拠点の再生・ 高付加価値化推進事業事務局 03-5253-8306 (受付時間: 月、日、祝日を除く)	
	介護・障害福祉 分野の就職を支援	介護訓練終了者への 返付免除付 就職支援金貸付制度	介護訓練終了後に介護 職や福祉分野に就職した 場合、20万円を貸付し、 その後、2年間継続して 返済することによって返済免除	就職した又は就職を予定 している事業所の所 在の都道府県庁・都道府 県社会福祉協議会まで	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい	大規模換気設備の導入を 促進するための 導入支援事業 ※大規模換気設備の導入支援事業は、 国から地方自治体へ申請し、 地方自治体から事業者へ支給される 交付金である。	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341	
	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい	高機能な換気設備 を導入して感染 リスクを抑えたい



2021年5月

## お仕事備忘録

1. 自動車税の納付
2. 申告所得税、個人事業者の消費税の口座からの振替日
3. 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減
4. 夏季賞与検討・情報収集
5. 障害者雇用納付金の申告
6. 健康診断の実施
7. 住民税の改定対応

### 1. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

### 2. 申告所得税、個人事業者の消費税の口座からの振替日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告・納付等の期限が2021年4月15日に延長されたことに伴い、口座からの振替納付日も以下のように変更されています。ご注意ください。

申告所得税及び復興特別所得税 : 2021年5月31日（月）  
個人事業者の消費税及び地方消費税 : 2021年5月24日（月）

### 3. 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減

現行の特例措置は2021年4月末までとされており、5月以降は、1人あたりの上限日額や助成率が段階的に縮減される予定です。これ以外に地域や業況によって特例措置が適用される場合もありますので、詳しくは厚生労働省のHPで条件を確認するようにしましょう。

### 4. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

### 5. 障害者雇用納付金の申告

2020年4月から2021年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

### 6. 健康診断の実施

春に定期健康診断を実施する企業は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかどうかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

### 7. 住民税の改定対応

来月は特別徴収を行う住民税の改定月です。今月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。



月初のゴールデンウィークの休みがある企業は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	土	仏滅	
2	日	大安	
3	月	赤口	憲法記念日
4	火	先勝	みどりの日
5	水	友引	こどもの日 立夏
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安	
9	日	赤口	
10	月	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分）
11	火	友引	
12	水	仏滅	
13	木	大安	
14	金	赤口	
15	土	先勝	
16	日	友引	
17	月	先負	●障害者雇用納付金の申告期限
18	火	仏滅	
19	水	大安	
20	木	赤口	
21	金	先勝	小満
22	土	友引	
23	日	先負	
24	月	仏滅	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）（緊急事態宣言により、4月より期限延長）
25	火	大安	
26	水	赤口	
27	木	先勝	
28	金	友引	
29	土	先負	
30	日	仏滅	
31	月	大安	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払い（4月分） ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）（緊急事態宣言により、4月より期限延長）